

製造施設の位置、構造及び設備並びに製造の方法等に関する技術基準の細目を定める告示及び高圧ガス保安法施行令関係告示の一部改正について（新冷媒の普及に向けた規制の見直し及びリスクに応じたい規制対象の見直しについて）

平成 28 年 1 1 月
経 済 産 業 省
商 務 流 通 保 安 グ ル ー プ
高 圧 ガ ス 保 安 室

1. 改正の経緯

高圧ガス保安法（昭和 26 年法律第 204 号）は、高圧ガスによる災害を防止し、公共の安全を確保するため、高圧ガスの取扱い（製造、貯蔵、販売、輸入、移動、消費及び廃棄）に係る技術上の基準を定めるとともに、これを取扱う者に対する許可・届出等の所要の規制を講じている。

近年、技術進歩等に伴い、新たな種類の高圧ガスや高圧ガスを利用した新たな形状・用途の製品が次々と生まれているところ、高圧ガスの保安規制においては、こうした変化に対応していくとともに、迅速・柔軟かつ効率的に保安水準の更なる維持・向上が図られるよう、「保安のスマート化」が求められている。

また、平成 28 年 3 月には、産業構造審議会保安分科会高圧ガス小委員会において、高圧ガス保安のスマート化のために報告書が取りまとめられた。報告書では、新技術・新市場の出現・普及に円滑に対応する制度として、①新冷媒の普及に向けた規制の見直し、②水素スタンドの普及に向けた規制の見直し、③設備の種類、設置環境、分量、用途等を考慮した災害発生リスクに応じた規制対象の見直しが提言された。

こうした背景を踏まえ、今般、製造施設の位置、構造及び設備並びに製造の方法等に関する技術基準の細目を定める告示（昭和 50 年通商産業省告示第 291 号。以下「製造細目告示」という。）及び高圧ガス保安法施行令関係告示（平成 9 年通商産業省告示第 139 号。以下「政令関係告示」という。）を改正する。

2. 改正の概要

（1）新冷媒の普及に向けた規制の見直し

温暖化係数が低いフルオロカーボンのうち燃焼性がわずかにあるもの（HFC-32、HF0-1234yf 及び HF0-1234ze）を、今般、不活性ガスの一部として特定不活性ガスと位置づけることとしている。これに伴い、告示で定める個別の措置について、所要の改正を行う。

①特定不活性ガスを製造する設備の技術基準の整備

【製造細目告示第 1 条の 13 関係】

②人体用エアゾールの噴射剤として使用することができる可燃性ガスの見直し

【製造細目告示第11条の2関係】

- ③適用除外の対象となるフルオロカーボン回収装置内の高圧ガスの見直し
【政令関係告示第2条関係】
- ④適用除外の対象となるエアゾール製品等の表示の見直し（なお既に表示されている製品について、1年6ヶ月の経過措置を設ける。）
【政令関係告示第4条関係】
- ⑤燃えにくい燃焼性の基準を満たすフルオロカーボンを規定
【製造細目告示第15条関係】

(2) 高圧ガス保安法の適用除外の対象の見直し

- ①適用除外とするリスクの少ない設備内の高圧ガス【政令関係告示第4条の2関係】

高圧ガス保安法施行令（平成9年政令第20号。以下「政令」という。）の改正により、設備内の高圧ガスの容積が0.15 m³以下のうち経済産業大臣が定めるガスは、高圧ガス保安法の適用除外となる。改正政令に基づき、以下の高圧ガスを適用除外の対象として定めることとする。

- (i) 分析機器内における高圧ガス
- (ii) エアバックガス発生器内における高圧ガス
- (iii) 空気銃、準空気銃及び放水銃並びにこれらに充填するための設備内における高圧ガス
- (iv) 冷凍設備へ高圧ガスを充填するための設備内における高圧ガス

- ②エアゾールの製造に使用できる毒性ガスの見直し【製造細目告示第10条の3】

現行制度では、エアゾールの製造に使用できる毒性ガスとして、ホイップクリーム類の噴射剤として充填する亜酸化窒素を、製造細目告示にて規定している。

今般、毒性ガスの定義を慢性毒性から急性毒性に基づくものに変更することに伴い、亜酸化窒素が毒性ガスの定義から外れることから、亜酸化窒素が毒性ガスであることを前提とする製造細目告示第10条の3の規定を削除することとする。

3. スケジュール

平成28年11月1日公布・施行

以上